

川崎市公告第 2 8 8 号

(仮称) ホームズ川崎店建設事業に係る指定開発行為廃止届について

川崎市環境影響評価に関する条例 (平成 1 1 年川崎市条例第 4 8 号) 第 2 9 条第 1 項の規定に基づき、標記指定開発行為に係る廃止届の提出がありましたので、同条例第 2 9 条第 2 項の規定に基づき次のとおり公告します。

平成 1 7 年 7 月 5 日

川崎市長 阿 部 孝 夫

指定開発行為廃止届出について

1 指定開発行為者

名 称 : 株式会社 島忠

代表者 : 代表取締役 小島 孝雄

住 所 : 埼玉県さいたま市西区三橋五丁目 1,555 番地

2 指定開発行為の名称及び種類

名 称 : (仮称) ホームズ川崎店建設事業

種 類 : 商業施設の新設 (第 1 種行為)

大規模建築物の新設 (第 1 種行為)

3 指定開発行為を予定していた区域

位 置 : 川崎市川崎区中瀬 3 丁目 20 番 1

区域面積 : 約 61,200 m²

用途地域 : 工業地域

5 廃止年月日

平成 1 7 年 6 月 2 8 日

(指定開発行為廃止届受理日 : 平成 1 7 年 6 月 2 8 日)

6 その他

本件指定開発行為は、平成 1 6 年 1 1 月 1 日付けで指定開発行為実施届及び条例環境影響評価方法書の提出があり、平成 1 7 年 3 月 9 日付けで条例方法書審査書を公告していたものです。

(環境局環境評価室担当)

電話 2 0 0 - 2 5 1 6